

1. 地域包括支援センターの機能強化に向けた取組

(1) 地域包括支援センターの評価を通じた業務の改善や体制整備の推進

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進して行く上で、その機能強化は重要な課題である。

他方、地域包括支援センターの状況については、業務負担が課題となっているとの指摘があり、具体的には、負担が大きい業務としては、総合相談支援業務や指定介護予防支援など、地域包括支援センターによって異なっている。

こうした観点から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律においては、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとした。（介護保険法第115条の46関係）

具体的には、国において、全国で統一して用いる評価指標を策定し、全国の市町村及び地域包括支援センターを比較評価することを可能とすることで、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を市町村が把握し、これを地域包括支援センター運営協議会等により、評価・点検できる仕組みの構築を予定している。

地域総合支援センター運営協議会

地域総合支援センターの運用開始に伴い、「地域包括支援センター運営協議会」を「地域総合支援センター運営協議会」に名称を改め、地域総合支援センター運営業務の評価を行い、公正かつ中立な運営の確保を図ります。

また、委員について、現行の委員に、住民主体の多様な支え合い体制の構築等、地域福祉の充実という観点から、新たな委員を加え、新体制で実施していきたい。